

口頭発表「品川区立小中学校における動物飼育支援活動について」

古里 兌夫



おはようございます。今日は、私ども品川区が、東京都獣医師会品川支部と協働して進めております、学校における飼育動物の最適な、そしてより教育効果を高めるための取り組みについて、お話をさせていただきます。

品川区教育委員会と東京都獣医師会品川支部の間で平成19年8月28日に品川区立小中学校における動物支援活動に関する協定書」を締結いたしました。その締結文は下記のようなものとなっています。

品川区立小中学校における動物飼育支援活動に関する協定書

品川区立小中学校における動物飼育支援活動に関し、品川区教育委員会（以下「甲」という。）と東京都獣医師会品川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、品川区立小中学校における動物飼育が円滑に行われるよう、甲が乙の協力を得て実施する支援活動の内容・手順等を定め、動物飼育を通じた 情操教育の質の向上を目的とする。なお、ここに定める動物とは、品川区立小中学校で飼育されている哺乳類、鳥類とする。

（動物飼育支援活動の内容）

第2条 乙が協力する支援活動は次の内容とする。

- （1） 訪問指導。
- （2） 教員に対する衛生指導。
- （3） 飼育動物の治療。
- （4） 児童・生徒への飼育に関する講義。
- （5） 飼育動物の死亡時の引取、埋葬。

（協力要請）

第3条 甲は品川区立小中学校の依頼に基づき第2条に掲げる支援活動への協力を乙に要請する。乙は要請内容を検討し、可能な支援活動に協力する。

（費用弁償）

第4条 甲は、乙が甲の要請に基づく支援活動を実施した場合、その実費を予算の範囲内で弁償するものとする。弁償する額は、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項ならびにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

本協定の中心となるのが、第2条の支援活動の内容です。それ下記の内容になっています。

①訪問指導：獣医師の先生方が学校を直接訪問し、動物飼育の現状を見ていただき、指導をしていただくものです。

②教員に対する衛生指導：教員の指導上欠かせない委員会活動や飼育状態での衛生面での指導・教授です。

③飼育動物の治療：文字通り治療ですが、指導を通して治療が必要な動物の状態がわかっていくことと、協定が結ばれるこ

とで、平素から動物の健康管理が行き届けばという側面もあります。

④児童生徒への講義：訪問指導時にもありますが、改めて教室で、一つのカリキュラムとして、動物の特性や命の尊さを学ぶという活用を学校がしやすいようにと思っています。

⑤死亡時の引取、埋葬：単に埋葬ではなく、死亡という側面を子どもたちがきちんと把握できるような点のご支援も先生方から頂きたいと思っております。

に協定締結に至る経過を述べます。

東京都獣医師会品川支部から一昨年10月に、学校の飼育動物の現状を見かねてのことと思いますが、獣医師としての支援を申し出ていただきました。その後飼育動物の実態調査や数回の協議を経て、19年8月28日に締結を結ぶにいたりしました。締結前に各学校の飼育状況の調査も実施いたしました。まず、品川区自体についてご説明します。東京23区といいますが、品川区は、面積や人口規模として多いほうから10番目、学校数としても小学校40校中学校18校があります。

飼育動物は、小学校29校中学校10校で25種、個体数で約1300が生活しています。うさぎ・鶏・金魚・めだか類・亀・鯉・ふな・モルモット・ハムスター・小鳥などです。珍しい例ではカイコの飼育に取り組む小学校があります。このうち中学校は全て魚類です。

さて、学校における飼育動物は、従来か

ら児童生徒の情操教育のみならず、集団での役割や責任感、いのちの大切さを学ばせるものとして委員会活動などで各学校で取り組まれておりました。その意義については文部科学省が平成15年に発表しました「学校における望ましい動物飼育のあり方」によりますと、以下のような3点があると思います。

①飼育動物の成長と生命力に触れながら命の尊さを学ぶ。

②飼育委員会などの活動を通じ継続的に努力を重ね協力して取り組むことを体験する。

③生物固有の習性や特徴を学び、科学的な視点を養う。

このような意義を各学校とも認識しつつも、鳥インフルエンザやみどり亀のサルモネラ菌の問題などの衛生的な側面や、指導教員の問題、長期休業中の飼育の問題などで、教育環境としては難しい状況となっており、徐々に飼育動物が無くなっていったり、比較的課題が少ないように見える魚類などへ移る傾向が近年の傾向でした。何よりも、大きな問題は、教員側に動物飼育のノウハウが無く、また、校務・教務が忙しくなる中で、適切な児童に対する指導が困難である状況でした。

下記は、今回に調査で、アンケートに「学校で困っていることは？」の回答に記入されていた例です。

・鶏類は、長靴・手袋・マスクと重装備で飼育委員会の児童が飼育している。

低学年の児童にも触れさせたいが衛生面が心配で見せるだけになっている。

・病気になった場合や死んでしまったときの対応

こうした結果、学校側のニーズとして、下記のようなものが上げられます。

動物病院や獣医師にご協力いただきたいこと

● 飼育環境・栄養・注意点に関してアドバイスをもらいたい。

● 病気や怪我の治療・死んだ場合の検死などで大変お世話になった。今後もお願いしたい。

● 飼育の仕方・世話の仕方を、児童に教えていただきたい。

以上を踏まえて、支援内容を決め、協定の締結をしました。

締結後は要望があった学校への獣医師会

による訪問を開始していただきました。最初の訪問校京陽小学校の様子です。

当日は柴田先生がウコッケイの飼育舎の前で、飼育委員にお話をいたしました。

まず、掃除は、夏場は乾燥しているので、少し水をまいて・・・という掃除上の注意点をお話。健康状態は、トサカをみる。健康状態が良い場合は、赤。白や紫は病気が疑われるというお話をされました。また、ウコッケイの胃が3つあることなど生物的な説明や羽虫や鶏のつめの話など具体的に説明し、児童たちの質問にも丁寧に答えていただきました。

このような学校訪問を、19年中に8校・20年3月までに4校予定しています。

19年の訪問開始後、教育委員会と訪問された獣医師の皆さんで中間的なまとめの話し合いを致しました。獣医師会からは「子供たちが飼育動物に興味を持っている様子がわかり手ごたえを感じた。」「飼育委員会以外に児全体にも語りかけて行きたい。継続していく事が重要。」「動物が病気にかかり弱ってしまってから来院していたが、訪問により予防が可能になる。」との評価を頂きました。

教育委員会としても、

- ・児童・生徒にとっても飼育される動物にとっても好ましい環境づくりの第一歩となる
- ・学校での動物飼育の意義を再確認する機会が得られた。
- ・飼育方法と飼育環境の改善のための学習の場がつけられる。

という評価をお伝えしました。

さて、最後に今後の課題ですが、現時点では下記のように考えております。

- ①獣医師会品川支部より各校を担当される獣医師が割り当てられるが担当獣医師と学校の信頼関係作りが必要になる。
- ②来年度以降、訪問や診療により示された、提言を具体的各校で生かしていく段階。担当獣医師と学校任せでは先の調査で示された、各校「それぞれの運営」という状況は放置される。教育委員会が仲立ちをしつつ飼育環境改善等に取り組む仕組みづくりが必要。
- ③協定を締結し学校訪問を開始してまだ半年。協定に基づく支援活動が継続的に進められるよう、東京都獣医師会品川支部の皆様と品川区教育委員会が継続的に協議していく。

今後とも獣医師の皆様のご理解ご協力お願いいたしまして、終わります。

(品川区教育委員会学務課長)

